報告第７号

専決処分事項の報告について（愛西市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例）

地方自治法第１８０条第１項の規定により、愛西市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年１２月１日提出

愛西市長　日　永　貴　章

＊　市長の専決処分事項の指定について

３　法令の改正又は廃止に伴い、その法令の題名、条項又は用語を引用する条例の規定を整理する必要が生じ、かつ、市がその条例を改正するに当たり、独自の判断をする余地がない場合において、その条例を改正すること。

写

専決第６号

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、愛西市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、専決処分する。

令和８年１０月１日

愛西市長　日　永　貴　章　愛知県愛西市長之印

愛西市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

愛西市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成１７年愛西市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「第１９条第１項第１号へ」を「第１８条の３第１項第６号」に改める。

第３条第１項ただし書中「第１９条第１項第１号ト」を「第１８条の３第１項第７号」に改める。

第４条中「第２１条第２項」を「第１８条の３第１項」に改める。

第７条第１項ただし書及び第９条第１項ただし書中「第１９条第１項第１号ト」を「第１８条の３第１項第７号」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。